

藤沢市道路占用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○藤沢市道路占用規則 昭和37年12月19日規則第30号</p>	<p>○藤沢市道路占用規則 昭和37年12月19日規則第30号</p>
<p>藤沢市道路占用規則（昭和31年12月藤沢市規則第19号）の全部を改正する。</p>	<p>藤沢市道路占用規則（昭和31年12月藤沢市規則第19号）の全部を改正する。</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条）</p>	<p>第1章 総則（第1条）</p>
<p>第2章 工事の計画及び調整（第2条—第4条）</p>	<p>第2章 工事の計画及び調整（第2条—第4条）</p>
<p>第3章 占用許可等の手続（第5条—第11条）</p>	<p>第3章 占用許可等の手続（第5条—第11条）</p>
<p>第4章 工事着手の手続（第12条・第13条）</p>	<p>第4章 工事着手の手続（第12条・第13条）</p>
<p>第5章 工事の実施方法（第14条—第21条）</p>	<p>第5章 工事の実施方法（第14条—第21条）</p>
<p>第6章 工事完了後の手続（第22条）</p>	<p>第6章 工事完了後の手続（第22条）</p>
<p>第7章 費用の徴収（第23条—第25条）</p>	<p>第7章 費用の徴収（第23条—第25条）</p>
<p>第8章 占用料の減免（第26条・第27条）</p>	<p>第8章 占用料の減免（第26条・第27条）</p>
<p>第9章 道路占用者の管理事務等（第28条・第29条）</p>	<p>第9章 道路占用者の管理事務等（第28条・第29条）</p>
<p>第10章 雑則（第30条）</p>	<p>第10章 雑則（第30条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>（趣旨）</p>	<p>（趣旨）</p>
<p>第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）</p>	<p>第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）</p>

改正後	改正前
<p>に基づく道路（法第91条第2項に規定する道路予定区域を含む。以下同じ。）の占用（以下「占用」という。）に関し必要な事項並びに藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号。以下「条例」という。）の委任事項及び条例施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>に基づく道路（法第91条第2項に規定する道路予定区域を含む。以下同じ。）の占用（以下「占用」という。）に関し必要な事項並びに藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号。以下「条例」という。）の委任事項及び条例施行について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2章 工事の計画及び調整</p>	<p>第2章 工事の計画及び調整</p>
<p>（水道事業等の工事の計画書）</p>	<p>（水道事業等の工事の計画書）</p>
<p>第2条 法第36条第1項の規定により、水管、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管、電柱、電話柱、電線又は公衆電話所を道路に設けようとする者が提出すべき工事の計画書は、道路工事調書とする。</p>	<p>第2条 法第36条第1項の規定により、水管、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管、電柱、電話柱、電線又は公衆電話所を道路に設けようとする者が提出すべき工事の計画書は、道路工事調書とする。</p>
<p>（工事調整の協議）</p>	<p>（工事調整の協議）</p>
<p>第3条 市長は、前条の道路工事調書の提出があつたときは、占用に関する工事の相互の調整を図るため、同一の箇所若しくは近接する箇所において占用に関する工事が実施される場合又は工事の実施により既設工作物の移転、改築、撤去等を必要とする場合は、関係人にその工事の実施場所、時期、実施方法その他必要な事項を協議させるものとする。</p>	<p>第3条 市長は、前条の道路工事調書の提出があつたときは、占用に関する工事の相互の調整を図るため、同一の箇所若しくは近接する箇所において占用に関する工事が実施される場合又は工事の実施により既設工作物の移転、改築、撤去等を必要とする場合は、関係人にその工事の実施場所、時期、実施方法その他必要な事項を協議させるものとする。</p>
<p>（舗装道路掘削の制限）</p>	<p>（舗装道路掘削の制限）</p>
<p>第4条 新設又は舗装を打ち換えた道路は、次の各号に掲げる道路の区分に応じ当該各号に定める期間掘削することができない。ただし、災害の防止、事故の復旧等一般の危険を防止するために掘削する場合、沿道建築物に対する引込管線路のために掘削する場合その他市長が公益上特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>第4条 新設又は全面的な補修を行つた舗装道路は、次の各号に掲げる道路の区分に応じ当該各号に定める期間掘削することができない。ただし、災害の防止、事故の復旧等一般の危険を防止するために掘削する場合、沿道建築物に対する引込管線路のために掘削する場合その他市長が公益上特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>(1) セメントコンクリート舗装道路 5年</p>	<p>(1) セメントコンクリート舗装道路 5年</p>
<p>(2) アスファルトコンクリート舗装道路（簡易舗装道路を含む。） 3年</p>	<p>(2) アスファルトコンクリート舗装道路（簡易舗装道路を含む。） 3年</p>
<p>(3) 上記以外の舗装道路 1年</p>	<p>(3) 上記以外の舗装道路 1年</p>
<p>第3章 占用許可等の手続</p>	<p>第3章 占用許可等の手続</p>

改正後	改正前
<p>(占有の許可申請等)</p> <p>第5条 法第32条第1項の規定により占有の許可を受け、又は法第35条の規定により占有の同意を得ようとする者は、道路占有／許可申請／協議／書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の道路占有／許可申請／協議／書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、当該書類の一部の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 占有の位置及びその付近の見取図</p> <p>(2) 次の事項を明記した実測平面図</p> <p>ア 占有に係る区域（以下「占有区域」という。）</p> <p>イ 道路境界標、歩車道境界ブロックその他図面上基準となる固定物</p> <p>ウ 占有に係る工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）の位置</p> <p>エ 占有が掘削その他これに類する工事を伴うものであるときは、掘削及び復旧を行う範囲及び面積</p> <p>オ 既設の絶縁線</p> <p>(3) 占有区域に係る公図の写し</p> <p>(4) 占有物件の構造図（あらかじめ構造の様式を定めて市長の承認を得た占有物件及び建柱等の簡易な貫用工作物については除く。）</p> <p>(5) 占有区域に隣接する土地又はその土地を敷地とする建物の所有者又は占有者に利害関係があると市長が認めたときは、当該土地又は建物の所有者又は占有者の同意書</p> <p>(6) 占有区域の近隣住民の同意が必要であると市長が認めたときは、当該近隣住民の同意書</p>	<p>(占有の許可申請等)</p> <p>第5条 法第32条第1項の規定により占有の許可を受け、又は法第35条の規定により占有の同意を得ようとする者は、道路占有／許可申請／協議／書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の／許可申請／協議／書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、当該書類の一部の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 占有の位置及びその付近の見取図</p> <p>(2) 次の事項を明記した実測平面図</p> <p>ア 占有に係る区域（以下「占有区域」という。）</p> <p>イ 道路境界標、歩車道境界ブロックその他図面上基準となる固定物</p> <p>ウ 占有に係る工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）の位置</p> <p>エ 占有が掘削その他これに類する工事を伴うものであるときは、掘削及び復旧を行う範囲及び面積</p> <p>オ 既設の絶縁線</p> <p>(3) 占有区域に係る公図の写し</p> <p>(4) 占有物件の構造図（あらかじめ構造の様式を定めて市長の承認を得た占有物件及び建柱等の簡易な貫用工作物については除く。）</p> <p>(5) 占有区域に隣接する土地又はその土地を敷地とする建物の所有者又は占有者に利害関係があると市長が認めたときは、当該土地又は建物の所有者又は占有者の同意書</p> <p>(6) 占有区域の近隣住民の同意が必要であると市長が認めたときは、当該近隣住民の同意書</p>

改正後	改正前
<p>(7) 占用が工事を伴うものであるときは、縦断面図及び横断面図</p> <p>(8) 占用が掘削その他これに類する工事を必要とするものであるときは、その工事設計書及び仕様書(橋りよう添加工事又は橋台若しくは橋りよう附属護岸に関係がある工作物に係る工事にあつては、必要に応じ添加物を支持する構造物の強度計算書)</p> <p>(9) 工事着手前の現況写真</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めて指示した書類</p> <p>3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、別紙に定める道路占用許可基準により、提出があつた日から15日以内にその適否を決定し、占用を適当と認めたときは、道路占用許可書を交付する。ただし、決定に当たり他の機関と協議を要する等15日以内に決定することができない正当な理由がある場合には、その期間を15日以内に限り延長することができるものとする。</p> <p>4 第1項から前項までの規定は、法第32条第1項の規定による占用の許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)が当該許可を受けた占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとする場合について準用する。この場合において、現に許可をしている占用の期間が満了する日までに前項の規定による決定ができないとき(前項ただし書の規定により決定に係る期間を延長した場合を含む。)は、その決定をする日まで当該占用の許可の期間を延長したものとみなす。</p> <p>(占用変更許可の申請及び許可)</p> <p>第6条 道路占用者は、法第32条第3項の規定により、許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、道路占用/許可申請/協議/書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、次項の規定により道路占用許可書の交付を受けた者は、当該道路占用許可書の写しを併せて添えなければならない。</p>	<p>(7) 占用が工事を伴うものであるときは、縦断面図及び横断面図</p> <p>(8) 占用が掘削その他これに類する工事を必要とするものであるときは、その工事設計書及び仕様書(橋りよう添加工事又は橋台若しくは橋りよう附属護岸に関係がある工作物に係る工事にあつては、必要に応じ添加物を支持する構造物の強度計算書)</p> <p>(9) 工事着手前の現況写真</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めて指示した書類</p> <p>3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、別紙に定める道路占用許可基準により、提出があつた日から15日以内にその適否を決定し、占用を適当と認めたときは、道路占用許可書を交付する。ただし、決定に当たり他の機関と協議を要する等15日以内に決定することができない正当な理由がある場合には、その期間を15日以内に限り延長することができるものとする。</p> <p>4 第1項から前項までの規定は、法第32条第1項の規定による占用の許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)が当該許可を受けた占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとする場合について準用する。この場合において、現に許可をしている占用の期間が満了する日までに前項の規定による決定ができないとき(前項ただし書の規定により決定に係る期間を延長した場合を含む。)は、その決定をする日まで当該占用の許可の期間を延長したものとみなす。</p> <p>(占用変更許可の申請及び許可)</p> <p>第6条 道路占用者は、法第32条第3項の規定により、許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、道路占用/許可申請/協議/書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、次項の規定により道路占用許可書の交付を受けた者は、当該道路占用許可書の写しを併せて添えなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 前条第3項の規定により交付を受けた道路占用許可書の写し</p> <p>(2) 占用の位置付近の見取図に占用の位置を表示したもの</p> <p>(3) 市長が必要があると認めて指示した書類</p> <p>3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、提出があつた日から15日以内にその適否を決定し、適当と認めたときは、道路占用許可書を交付する。ただし、決定に当たり他の機関と協議を要する等15日以内に決定することができない正当な理由がある場合には、その期間を15日以内に限り延長することができるものとする。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第7条 第5条第1項の申請書を提出した者は、占用が次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長から請求があつたときは、市内に居住する身元確実な連帯保証人2人を立て、道路占用連帯保証人選任届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 占用が長期にわたるとき。</p> <p>(2) 地元居住者の利害に重大な関係があると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。</p> <p>(占用の期間)</p> <p>第8条 占用の期間は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第9条の規定により占用の期間が10年以内とされている占用物件に係る占用を除き、5年以内とする。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第9条 道路占用者は、占用に関する権利を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(住所等の変更届出義務)</p>	<p>(1) 前条第3項の規定により交付を受けた道路占用許可書の写し</p> <p>(2) 占用の位置付近の見取図に占用の位置を表示したもの</p> <p>(3) 市長が必要があると認めて指示した書類</p> <p>3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、提出があつた日から15日以内にその適否を決定し、適当と認めたときは、道路占用許可書を交付する。ただし、決定に当たり他の機関と協議を要する等15日以内に決定することができない正当な理由がある場合には、その期間を15日以内に限り延長することができるものとする。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第7条 第4条第1項の申請書を提出した者は、占用が次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長から請求があつたときは、市内に居住する身元確実な連帯保証人2人を立て、道路占用連帯保証人選任届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 占用が長期にわたるとき。</p> <p>(2) 地元居住者の利害に重大な関係があると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。</p> <p>(占用の期間)</p> <p>第8条 占用の期間は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第9条の規定により占用の期間が10年以内とされている占用物件に係る占用を除き、5年以内とする。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第9条 道路占用者は、占用に関する権利を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(住所変更等の届出義務)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 道路占有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、道路占有者住所等変更届にその事実を証明する書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 道路占有者又は連帯保証人が住所又は氏名若しくは商号を変更したとき。</p> <p>(2) 道路占有者である法人が解散し、又は合併したとき。</p> <p>(3) 相続による権利義務の承継があつたとき。</p> <p>(4) 売買等により、占有物件の所有者が変更となつたとき。</p> <p>(占有物件の廃止)</p>	<p>第10条 道路占有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、道路占有者住所変更等届にその事実を証明する書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 道路占有者又は連帯保証人が住所又は氏名若しくは商号を変更したとき。</p> <p>(2) 道路占有者である法人が解散し、又は合併したとき。</p> <p>(3) 相続による権利義務の承継があつたとき。</p> <p>(4) 売買等により、占有物件の所有者が変更となつたとき。</p> <p>(占有物件の廃止)</p>
<p>第11条 道路占有者は、法第32条第1項の規定により許可を受けた占有物件を道路占有者の都合等により撤去したときは、速やかに道路占有廃止届を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第11条 道路占有者は、法第32条第1項の規定により許可を受けた占有の期間満了前に道路占有者の都合等により占有物件を撤去したときは、速やかに道路占有廃止届を市長に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 工事着手の手続</p> <p>(工事着手の届出)</p>	<p>第4章 工事着手の手続</p> <p>(工事着手の届出)</p>
<p>第12条 道路占有者は、占有に関する工事に着手しようとするときは、道路工事着手届を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する道路工事着手届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、当該書類の一部の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 当該道路占有許可書の写し</p> <p>(2) 当該工事の位置付近の見取図に当該工事の位置を表示したもの</p> <p>(3) 当該工事に係る工程表</p> <p>(4) 当該工事に係る道路使用許可証の写し</p>	<p>第12条 道路占有者は、占有に関する工事に着手しようとするときは、道路工事着手届を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する道路工事着手届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、当該書類の一部の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 当該道路占有許可証の写し</p> <p>(2) 当該工事の位置付近の見取図に当該工事の位置を表示したもの</p> <p>(3) 当該工事に係る工程表</p> <p>(4) 当該工事に係る道路使用許可書の写し</p>

改正後	改正前
<p>3 道路占有者は、前項の規定により、同項第3号に規定する書類を市長に提出した場合において、市長から当該書類の内容が不相当であるため変更を命じられたときは、速やかに当該命令に従わなければならない。</p> <p>(道路占有者が工事に着手しない場合の措置)</p> <p>第13条 市長は、道路占有者が特別の理由がなく工事着手予定期日を経過しても、なお工事に着手しないときは、期限を定めて催告し、その期限内に履行しないときは、当該道路占有者に与えた許可を取り消すことができるものとする。</p> <p>第5章 工事の実施方法</p> <p>(道路の掘削に係る道路占有者の義務)</p> <p>第14条 道路を掘削した道路占有者は、埋戻し等の工事及び路面等の復旧工事を行わなければならない。ただし、市長がそれらの工事を実施する必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(橋りよう添加工作物の取扱い)</p> <p>第15条 橋りよう添加工作物には、添加工事の終了後、その所有者の氏名又は名称を適当な箇所に表示しなければならない。</p> <p>2 市長が必要と認めたときは、添加工作物の露出部分を塗装しなければならない。</p> <p>(道路を掘削する場合における工事の実施方法)</p> <p>第16条 占有に関する工事で道路を掘削するものの実施方法は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 掘削する面積は、原則として当日中に埋め戻しができる程度の最少限度とすること。</p> <p>(2) セメントコンクリート舗装及び基礎コンクリートの取壊しに当たっては、コンクリートカッター等で小部分ずつ切り離した後に取り壊すこ</p>	<p>3 道路占有者は、前項の規定により、同項第3号に規定する書類を市長に提出した場合において、市長から当該書類の内容が不相当であるため変更を命じられたときは、速やかに当該命令に従わなければならない。</p> <p>(道路占有者が工事に着手しない場合の措置)</p> <p>第13条 市長は、道路占有者が特別の理由がなく工事着手予定期日を経過しても、なお工事に着手しないときは、期限を定めて催告し、その期限内に履行しないときは、当該道路占有者に与えた許可を取り消すことができるものとする。</p> <p>第5章 工事の実施方法</p> <p>(道路の掘削に係る道路占有者の義務)</p> <p>第14条 道路を掘削した道路占有者は、埋戻し等の工事及び路面等の復旧工事を行わなければならない。ただし、市長がそれらの工事を実施する必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(橋りよう添加工作物の取扱い)</p> <p>第15条 橋りよう添加工作物には、添加工事の終了後、その所有者の氏名又は名称を適当な箇所に表示しなければならない。</p> <p>2 市長が必要と認めたときは、添加工作物の露出部分を塗装しなければならない。</p> <p>(道路を掘削する場合における工事の実施方法)</p> <p>第16条 占有に関する工事で道路を掘削するものの実施方法は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 掘削する面積は、原則として当日中に埋め戻しができる程度の最少限度とすること。</p> <p>(2) セメントコンクリート舗装及び基礎コンクリートの取壊しに当たっては、コンクリートカッター等で小部分ずつ切り離した後に取り壊すこ</p>

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>(3) アスファルト舗装路面は、慎重に取り壊し、これにより周囲に損傷を及ぼしたときは、その損傷を及ぼした部分も取り壊すこと。</p> <p>(4) 歩車道用コンクリート平板、板石、境界ブロック等は、損傷しないよう慎重に取り外すこと。この場合において、損傷したときは、同等品以上の材料を用いて復旧すること。</p> <p>(5) 砂利道の掘削に当たっては、路面の砂利を取り、路盤層10センチメートル程度を掘削し、下層土と混合しないように区分しておくこと。</p> <p>(6) 道路管理者が別に定める基準に基づき、所定の勾配を保つて掘削する場合を除き、掘削する深さが1.5メートルを超え4メートル以下の場合には適切な土留め及び支保工を施し、4メートルを超える場合は親杭横矢板、鋼矢板、ライナープレート等を用いた土留めを行うこと。ただし、掘削の深さがこれに満たない場合においても、地盤の状況により崩壊等が危惧されるときは、必要な土留めを行うこと。</p> <p>(7) 道路を横断して掘削するときは、原則として道路の片側の埋戻し工事を完了した後に、もう一方の掘削に着手すること。この場合において、掘削を宅地に接近して行うときは、その宅地の出入口の利用に支障のないように施工すること。</p> <p>(8) 掘削は、直掘、法掘、推進工法又はこれに準ずる工法により行うものとし、たぬき掘及びえぐり掘その他これらに類する方法によらないこと。</p> <p>(工事期間中の安全のための措置)</p> <p>第17条 道路占用者は、占用に関する工事の期間中交通の安全その他の安全を確保するため、次に定めるところにより必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 道路の交差する箇所その他の市長が必要と認める箇所には、安全な通行帯を設けるものとし、当該通行帯の幅員は、次のア又はイに掲げる通行</p>	<p>と。</p> <p>(3) <u>アスファルト系</u>舗装路面は、慎重に取り壊し、これにより周囲に損傷を及ぼしたときは、その損傷を及ぼした部分も取り壊すこと。</p> <p>(4) 歩車道用コンクリート平板、板石、境界ブロック等は、損傷しないよう慎重に取り外すこと。この場合において、損傷したときは、同等品以上の材料を用いて復旧すること。</p> <p>(5) 砂利道の掘削に当たっては、路面の砂利を取り、路盤層10センチメートル程度を掘削し、下層土と混合しないように区分しておくこと。</p> <p>(6) 道路管理者が別に定める基準に基づき、所定の勾配を保つて掘削する場合を除き、掘削する深さが1.5メートルを超え4メートル以下の場合には適切な土留め及び支保工を施し、4メートルを超える場合は親杭横矢板、鋼矢板、ライナープレート等を用いた土留めを行うこと。ただし、掘削の深さがこれに満たない場合においても、地盤の状況により崩壊等が危惧されるときは、必要な土留めを行うこと。</p> <p>(7) 道路を横断して掘削するときは、原則として道路の片側の埋戻し工事を完了した後に、もう一方の掘削に着手すること。この場合において、掘削を宅地に接近して行うときは、その宅地の出入口の利用に支障のないように施工すること。</p> <p>(8) 掘削は、直掘、法掘、推進工法又はこれに準ずる工法により行うものとし、たぬき掘及びえぐり掘その他これらに類する方法によらないこと。</p> <p>(工事期間中の安全のための措置)</p> <p>第17条 道路占用者は、占用に関する工事の期間中交通の安全その他の安全を確保するため、次に定めるところにより必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 道路の交差する箇所その他の市長が必要と認める箇所には、安全な通行帯を設けるものとし、当該通行帯の幅員は、次のア又はイに掲げる通行</p>

改正後	改正前
<p>帯の区分に応じそれぞれア又はイに定めるとおりとすること。</p>	<p>帯の区分に応じそれぞれア又はイに定めるとおりとすること。</p>
<p>ア 道路交差箇所の通行帯 その道路幅員の2分の1以上</p>	<p>ア 道路交差箇所の通行帯 その道路幅員の2分の1以上</p>
<p>イ ア以外の通行帯 1メートル以上</p>	<p>イ ア以外の通行帯 1メートル以上</p>
<p>(2) 交通に危険を及ぼすおそれがある工事現場には、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「命令」という。）の規定に準じた標識のほか、囲障、覆い、縄張その他現場に即した危険防止施設を設けるとともに、夜間は、道路上に適当な数の赤色注意灯を掲出すること。この場合において、なお交通に危険のおそれがある箇所には、夜間100ワット以上の照明灯を配置すること。</p>	<p>(2) 交通に危険を及ぼすおそれがある工事現場には、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「令」という。）の規定に準じた標識のほか、囲障、覆い、縄張その他現場に即した危険防止施設を設けるとともに、夜間は、道路上に適当な数の赤色注意灯を掲出すること。この場合において、なお交通に危険のおそれがある箇所には、夜間100ワット以上の照明灯を配置すること。</p>
<p>(3) 工事に際しては、土砂、材料、器具、機械類等により消火栓、制水弁等の所在を不明にし、又はこれらに接近することを困難にしないこと。</p>	<p>(3) 工事に際しては、土砂、材料、器具、機械類等により消火栓、制水弁等の所在を不明にし、又はこれらに接近することを困難にしないこと。</p>
<p>(4) 工事のわき水又はたまり水は、仮といその他の物を使用して付近の側溝等に排出させること。この場合においては、土砂を流入させないように沈殿装置等を設置すること。</p>	<p>(4) 工事のわき水又はたまり水は、仮といその他の物を使用して付近の側溝等に排出させること。この場合においては、土砂を流入させないように沈殿装置等を設置すること。</p>
<p>(5) 掘削工事により掘り起こした舗装材料、砂利、土砂等は、交通上及び美観上支障のない場所に運搬し、及び整理して置くこと。</p>	<p>(5) 掘削工事により掘り起こした舗装材料、砂利、土砂等は、交通上及び美観上支障のない場所に運搬し、及び整理して置くこと。</p>
<p>(6) 前号の規定にかかわらず、掘り起こした土砂等で掘削の日から5日以内に埋戻しに使用するものは、交通上著しい支障がない限り、次のア又はイに掲げる掘坑の区分に応じそれぞれア又はイに定める範囲内において坑側道路上に集積することができる。掘り起こした土砂等を坑側道路上に集積した場合においては、当該土砂等の散乱を防ぐため適当な処置を行うこと。</p>	<p>(6) 前号の規定にかかわらず、掘り起こした土砂等で掘削の日から5日以内に埋戻しに使用するものは、交通上著しい支障がない限り、次のア又はイに掲げる掘坑の区分に応じそれぞれア又はイに定める範囲内において坑側道路上に集積することができる。掘り起こした土砂等を坑側道路上に集積した場合においては、当該土砂等の散乱を防ぐため適当な処置を行うこと。</p>
<p>ア 道路方向に沿う長さ10メートル以上の掘坑 掘坑側の道路側端から幅1.5メートルの範囲内</p>	<p>ア 道路方向に沿う長さ10メートル以上の掘坑 掘坑側の道路側端から幅1.5メートルの範囲内</p>
<p>イ 道路方向に沿う長さ10メートル未満の掘坑 道路の片側又は両側において掘坑側から幅1.5メートルの範囲内</p>	<p>イ 道路方向に沿う長さ10メートル未満の掘坑 道路の片側又は両側において掘坑側から幅1.5メートルの範囲内</p>

改正後	改正前
<p>(7) 工事用材料、工事用機械、器具等は、工事現場に搬入した日から7日以内に使用しなければならないものに限り、工事中占用の許可を受けた区域内の道路の1側において、次のアからウまでに掲げる道路の区分に応じそれぞれアからウまでに定める道路の部分に集積することができる。この場合において、L型側溝又はU型側溝上を使用するときは、下水の流れを妨げないように雨水ますを避け、かつ、安全な渡し板を架け、必要な箇所には、掃除口を設けること。</p>	<p>(7) 工事用材料、工事用機械、器具等は、工事現場に搬入した日から7日以内に使用しなければならないものに限り、工事中占用の許可を受けた区域内の道路の1側において、次のアからウまでに掲げる道路の区分に応じそれぞれアからウまでに定める道路の部分に集積することができる。この場合において、L型側溝又はU型側溝上を使用するときは、下水の流れを妨げないように雨水ますを避け、かつ、安全な渡し板を架け、必要な箇所には、掃除口を設けること。</p>
<p>ア 幅員が6メートル未満の道路 小型消防自動車の通行に支障がないように通行帯の有効幅員を2メートル以上確保した残りの部分</p>	<p>ア 幅員が6メートル未満の道路 小型消防自動車の通行に支障がないように通行帯の有効幅員を2メートル以上確保した残りの部分</p>
<p>イ 幅員が6メートル以上11メートル未満の道路 道路側端から幅が2メートル以内の消防自動車の通行に支障がない部分</p>	<p>イ 幅員が6メートル以上11メートル未満の道路 道路側端から幅が2メートル以内の消防自動車の通行に支障がない部分</p>
<p>ウ 幅員が11メートル以上の道路で歩車道の区別のないもの 道路側端から幅3メートル以内の部分</p>	<p>ウ 幅員が11メートル以上の道路で歩車道の区別のないもの 道路側端から幅3メートル以内の部分</p>
<p>エ 幅員が11メートル以上の道路で歩車道の区別のあるもの 道路側端から幅1.2メートル以内の部分（L型側溝である部分を含む。）</p>	<p>エ 幅員が11メートル以上の道路で歩車道の区別のあるもの 道路側端から幅1.2メートル以内の部分（L型側溝である部分を含む。）</p>
<p>(8) 工事箇所が長区間にわたるときは、交通に支障の少ない方法で道路の構造に応じ、短区間に分割して作業を行うこと。</p>	<p>(8) 工事箇所が長区間にわたるときは、交通に支障の少ない方法で道路の構造に応じ、短区間に分割して作業を行うこと。</p>
<p>(9) 工事用材料の集積が次のアからエまでに掲げる場合のいずれかに該当するときは、市長に申し出て承認を受けた後、その指示に従って行うこと。この場合においては、工事用材料置場に占用の期間及び道路占用者の氏名又は名称を掲示すること。</p>	<p>(9) 工事用材料の集積が次のアからエまでに掲げる場合のいずれかに該当するときは、市長に申し出て承認を受けた後、その指示に従って行うこと。この場合においては、工事用材料置場に占用の期間及び道路占用者の氏名又は名称を掲示すること。</p>
<p>ア 7日を超えて、集積しようとする場合</p>	<p>ア 7日を超えて、集積しようとする場合</p>
<p>イ 橋りょう上に集積しようとする場合</p>	<p>イ 橋りょう上に集積しようとする場合</p>
<p>ウ 第7号の規定による集積区域を越えて集積しようとする場合</p>	<p>ウ 第7号の規定による集積区域を越えて集積しようとする場合</p>
<p>エ 占用の許可を受けた区域以外の道路の部分に集積しようとする場合</p>	<p>エ 占用の許可を受けた区域以外の道路の部分に集積しようとする場合</p>

改正後	改正前
<p>(10) 前号ウ又はエの場合においては、別の占用の許可を受けること。</p> <p>(工事標示板の掲示)</p> <p>第18条 道路占用者は、占用に関する工事が路下管線路工事であるとき、又は市長が占用に関する工事を交通上支障があると認めたときは、当該占用に関する工事の実施期間中工事現場50メートル前方に令の規定に準じた標識及び工事標示板（別記様式）を掲示しなければならない。</p> <p>(埋戻し等の工事の実施方法)</p> <p>第19条 道路を掘削した場合は、市長が別に定めるところに従うとともに、次に定める方法により、速やかに埋戻し等の工事を行い、交通に支障がないようにしなければならない。</p> <p>(1) 掘削後は、山砂、砂、砕石ダストその他良質な土砂を使用し、転圧機、突き固め機等により、下層土から一層の仕上がり厚を20センチメートル以下で締め固めながら埋め戻し、在来路面と同じ高さにすること。</p> <p>(2) 埋戻しに使用する山砂、砂、砕石ダストその他良質な土砂には、木片、ごみその他腐食のおそれのある物を混入しないこと。</p> <p>(3) 土留矢板は、崩れないよう設置し、埋戻しの工事の完了後に撤去すること。</p> <p>(4) 砂利道における仮復旧は、上層部に厚さ5センチメートルの砕石等を敷きならし、必要な粉じん対策を講じた上で締め固めること。</p> <p>(5) 舗装道路の場合は、掘削後、路床については、山砂、砂、砕石ダストその他良質な土砂を使用し、必要な粉じん対策を講じた上で突き固めて、埋戻しを行い、表層部分については、加熱合材を使用し、仮復旧を行うものとする。ただし、掘削箇所の実状に応じ、市長が認めた場合には、常温合材を使用することができる。</p> <p>(埋戻し等の工事終了後の措置)</p>	<p>(10) 前号ウ又はエの場合においては、別の占用の許可を受けること。</p> <p>(工事標示板の掲示)</p> <p>第18条 道路占用者は、占用に関する工事が路下管線路工事であるとき、又は市長が占用に関する工事を交通上支障があると認めたときは、当該占用に関する工事の実施期間中工事現場50メートル前方に令の規定に準じた標識及び工事標示板（別記様式）を掲示しなければならない。</p> <p>(埋戻し等の工事の実施方法)</p> <p>第19条 道路を掘削した場合は、市長が別に定めるところに従うとともに、次に定める方法により、速やかに埋戻し等の工事を行い、交通に支障がないようにしなければならない。</p> <p>(1) 掘削後は、山砂、砂、砕石ダストその他良質な土砂を使用し、転圧機、突き固め機等により、下層土から一層の仕上がり厚を20センチメートル以下で締め固めながら埋め戻し、在来路面と同じ高さにすること。</p> <p>(2) 埋戻しに使用する山砂、砂、砕石ダストその他良質な土砂には、木片、ごみその他腐食のおそれのある物を混入しないこと。</p> <p>(3) 土留矢板は、崩れないよう設置し、埋戻しの工事の完了後に撤去すること。</p> <p>(4) 砂利道における仮復旧は、上層部に厚さ5センチメートルの砕石等を敷きならし、必要な粉じん対策を講じた上で締め固めること。</p> <p>(5) 舗装道路の場合は、掘削後、路床については、山砂、砂、砕石ダストその他良質な土砂を使用し、必要な粉じん対策を講じた上で突き固めて、埋戻しを行い、表層部分については、加熱合材を使用し、仮復旧を行うものとする。ただし、掘削箇所の実状に応じ、市長が認めた場合には、常温合材を使用することができる。</p> <p>(埋戻し等の工事終了後の措置)</p>

改正後	改正前
<p>第20条 道路占有者は、埋戻し等の工事が終了したときは、直ちに路面上の土砂、材料、機械、器具等を取り除き、路面を清掃しなければならない。</p> <p>(路面等の復旧工事の実施方法)</p>	<p>第20条 道路占有者は、埋戻し等の工事が終了したときは、直ちに路面上の土砂、材料、機械、器具等を取り除き、路面を清掃しなければならない。</p> <p>(路面等の復旧工事の実施方法)</p>
<p>第21条 道路占有者は、埋戻し等の工事が完了したときは、次に定めるところにより、速やかに路面等の復旧を行わなければならない。</p>	<p>第21条 道路占有者は、埋戻し等の工事が完了したときは、次に定めるところにより、速やかに路面等の復旧を行わなければならない。</p>
<p>(1) 砂利道は、仮復旧工事の終了後、上層について粒径が30ミリメートル未満の粒度調整砕石又は再生粒度調整砕石を使用し、10センチメートルの厚さに敷きならして機械又は器具により確実に締め固めることその他の別に定める基準に基づき復旧工事を行うこと。</p>	<p>(1) 砂利道は、仮復旧工事の終了後、上層について粒径が30ミリメートル未満の粒度調整砕石又は再生粒度調整砕石を使用し、10センチメートルの厚さに敷きならして機械又は器具により確実に締め固めることその他の別に定める基準に基づき復旧工事を行うこと。</p>
<p>(2) 舗装された道路は、仮復旧工事の終了後、路盤及び上層（基層、中層及び表層を含む。）について掘削部分の舗装の種別等に応じて別に定める基準に基づき復旧工事を行うこと。</p>	<p>(2) 舗装された道路は、仮復旧工事の終了後、路盤及び上層（基層、中層及び表層を含む。）について掘削部分の舗装の種別等に応じて別に定める基準に基づき復旧工事を行うこと。</p>
<p>(3) 道路の掘削により道路の側溝、街渠(きよ)、集水ますその他の排水施設に沈下、破損等が生じた場合は、道路占有者が原形に復旧すること。</p>	<p>(3) 道路の掘削により道路の側溝、街渠(きよ)、集水ますその他の排水施設に沈下、破損等が生じた場合は、道路占有者が原形に復旧すること。</p>
<p>2 復旧後の路面等の保証期間は、次条第1項の規定による検査を受けた日から起算し、次の各号に掲げる路面等の種類に応じ当該各号に定める期間とする。</p>	<p>2 復旧後の路面等の保証期間は、次条第1項の規定による検査を受けた日から起算し、次の各号に掲げる路面等の種類に応じ当該各号に定める期間とする。</p>
<p>(1) 砂利道の表面仕上げ 3月</p>	<p>(1) 砂利道の表面仕上げ 3月</p>
<p>(2) 舗装の種別がコンクリート等の構造物であるもの 2年</p>	<p>(2) 舗装の種別がコンクリート等の構造物であるもの 2年</p>
<p>(3) 舗装の種別が舗装道路（簡易舗装道路を含み、砕石道路及び土系道路を除く。）であるもの 1年</p>	<p>(3) 舗装の種別が舗装道路（簡易舗装道路を含み、砕石道路及び土系道路を除く。）であるもの 1年</p>
<p>(4) 前2号以外の舗装道路 3月</p>	<p>(4) 前2号以外の舗装道路 3月</p>
<p>3 道路占有者は、必ず工事現場に監督員を常置し、監督員に第5条第3項に規定する道路占用許可書の写しを携帯させ、法第87条第1項の規定により付された条件の履行及び作業員の指導を行わなければならない。</p>	<p>3 道路占有者は、必ず工事現場に監督員を常置し、監督員に第5条第3項に規定する道路占用許可書の写しを携帯させ、法第87条第1項の規定により付された条件の履行及び作業員の指導を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第6章 工事完了後の手続</p> <p>(工事完成の届出)</p> <p>第22条 道路占有者は、埋戻し等の工事が完了し、前2条の規定による措置が終わったときは、当該措置が終わった日の翌日から3日以内に道路工事完成届を市長に提出し、検査を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の検査の結果、前2条の規定による措置の内容が適切でないと認めたときは、道路占有者に対し、再施工を命ずるものとする。</p> <p>3 第1項に規定する期間内に道路工事完成届を市長に提出せず、検査を受けていないときは、前条第2項に規定する保証期間は、道路工事完成届の提出日から起算するものとする。</p> <p>4 第1項の道路工事完成届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、当該書類の一部の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 当該道路占有許可書の写し</p> <p>(2) 占有の位置及びその付近の見取図</p> <p>(3) 占有が掘削その他これに類する工事を伴うものであるときは、掘削範囲及び路面復旧範囲を明記した実測平面図、縦断面図及び横断面図</p> <p>(4) 工事着手前の現況写真及び市長が別に定める写真</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類</p>	<p>第6章 工事完了後の手続</p> <p>(工事完成の届出)</p> <p>第22条 道路占有者は、埋戻し等の工事が完了し、前2条の規定による措置が終わったときは、当該措置が終わった日の翌日から3日以内に道路工事完成届を市長に提出し、検査を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の検査の結果、前2条の規定による措置の内容が適切でないと認めたときは、道路占有者に対し、再施工を命ずるものとする。</p> <p>3 第1項に規定する期間内に道路工事完成届を市長に提出せず、検査を受けていないときは、前条第2項に規定する保証期間は、道路工事完成届の提出日から起算するものとする。</p> <p>4 第1項の道路工事完成届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、当該書類の一部の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 当該道路占有許可書の写し</p> <p>(2) 占有の位置及びその付近の見取図</p> <p>(3) 占有が掘削その他これに類する工事を伴うものであるときは、掘削範囲及び路面復旧範囲を明記した実測平面図、縦断面図及び横断面図</p> <p>(4) 工事着手前の現況写真及び市長が別に定める写真</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類</p>
<p>第7章 費用の徴収</p> <p>(費用の徴収方法)</p> <p>第23条 市長は、第14条本文の規定による復旧工事を行う道路占有者から別表第1に定める工事費単価に基づき算定した復旧工事費の額の6パーセントに相当する金額を道路損傷負担金として市長が別に定める日までに</p>	<p>第7章 費用の徴収</p> <p>(費用の徴収方法)</p> <p>第23条 市長は、第14条本文の規定による復旧工事を行う道路占有者から別表第1に定める工事費単価に基づき算定した復旧工事費の額の6パーセントに相当する金額を道路損傷負担金として市長が別に定める日までに</p>

改正後	改正前
<p>徴収するものとする。</p> <p>2 市長は、路面等の復旧工事を行うべき道路占有者に代わつて当該復旧工事を行うときは、当該道路占有者から別表第1に定める工事費単価に基づき算定した復旧工事費の額にその額の10パーセントに相当する額を加算した金額を路面復旧監督費として市長が別に定める日までに徴収するものとする。</p> <p>3 前2項の規定による路面等の復旧工事費の算定の際の計算の基礎となる復旧すべき路面の面積（以下「裁定面積」という。）は、復旧すべき路面の舗装がセメントコンクリート舗装である場合にあつてはブロック単位とし、セメントコンクリート舗装以外の舗装である場合にあつては掘削する面積の20パーセントに相当する面積を当該掘削する面積に加算した面積とする。</p> <p>4 市長は、前項の規定にかかわらず、掘削する道路の実状に応じて同項の規定により掘削する面積に加算する面積を変更することができる。</p> <p>5 市長は、必要があると認めるときは、第1項又は第2項の規定により道路占有者から徴収すべき道路損傷負担金又は路面復旧監督費を免除することができる。</p> <p>（道路損傷負担金及び路面復旧監督費の不返還）</p> <p>第24条 既納の道路損傷負担金及び路面復旧監督費は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 道路占有者の責任でない理由により、掘削工事を実施することができなくなつたとき。</p> <p>(2) 第12条に規定する道路工事着手届に記載された工事着手予定期日の前日までに占用の許可が取り消されたとき（道路占有者の都合によるときを除く。）。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。</p>	<p>徴収するものとする。</p> <p>2 市長は、路面等の復旧工事を行うべき道路占有者に代わつて当該復旧工事を行うときは、当該道路占有者から別表第1に定める工事費単価に基づき算定した復旧工事費の額にその額の10パーセントに相当する額を加算した金額を路面復旧監督費として市長が別に定める日までに徴収するものとする。</p> <p>3 前2項の規定による路面等の復旧工事費の算定の際の計算の基礎となる復旧すべき路面の面積（以下「裁定面積」という。）は、復旧すべき路面の舗装がセメントコンクリート舗装である場合にあつてはブロック単位とし、セメントコンクリート舗装以外の舗装である場合にあつては掘削する面積の20パーセントに相当する面積を当該掘削する面積に加算した面積とする。</p> <p>4 市長は、前項の規定にかかわらず、掘削する道路の実状に応じて同項の規定により掘削する面積に加算する面積を変更することができる。</p> <p>5 市長は、必要があると認めるときは、第1項又は第2項の規定により道路占有者から徴収すべき道路損傷負担金又は路面復旧監督費を免除することができる。</p> <p>（道路損傷負担金及び路面復旧監督費の不返還）</p> <p>第24条 既納の道路損傷負担金及び路面復旧監督費は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 道路占有者の責任でない理由により、掘削工事を実施することができなくなつたとき。</p> <p>(2) 第12条に規定する道路工事着手届に記載された工事着手予定期日の前日までに占用の許可が取り消されたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。</p>

改正後	改正前
<p>(占用料の分割納付)</p> <p>第25条 条例第5条第3項の規定により占用料の分割納付を希望する者は、道路占用料分割納付許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を道路占用料分割納付許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>(占用料の分割納付)</p> <p>第25条 条例第5条第3項の規定により占用料の分割納付を希望する者は、道路占用料分割納付許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を道路占用料分割納付許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>
<p>第8章 占用料の減免</p> <p>(占用料の減免に係る占用物件等)</p> <p>第26条 条例第6条の規定による占用料の減額又は免除に係る占用物件及び減額率等は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>第8章 占用料の減免</p> <p>(占用料の減免に係る占用物件等)</p> <p>第26条 条例第6条の規定による占用料の減額又は免除に係る占用物件及び減額率等は、別表第2のとおりとする。</p>
<p>(占用料の減免手続等)</p> <p>第27条 条例第6条の規定により占用料の減免を受けようとする者は、道路占用料減免申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を道路占用料減免等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、第5条第1項の道路占用／許可申請／協議／書に条例第6条各号に規定する占用料の減免事由のいずれに該当するかを記載することをもって第1項の規定による申請書の提出に代えることができる。この場合においては、前項の規定による占用料の減免の決定がなされたものとみなし、これに係る通知は、前項の規定にかかわらず、第5条第3項の道路占用許可書に記載することをもって行うものとする。</p>	<p>(占用料の減免手続等)</p> <p>第27条 条例第6条の規定により占用料の減免を受けようとする者は、道路占用料減免申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を道路占用料減免等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、第4条第1項の道路占用／許可申請／協議／書に条例第6条各号に規定する占用料の減免事由のいずれに該当するかを記載することをもって第1項の規定による申請書の提出に代えることができる。この場合においては、前項の規定による占用料の減免の決定がなされたものとみなし、これに係る通知は、前項の規定にかかわらず、第4条第3項の道路占用許可書に記載することをもって行うものとする。</p>
<p>第9章 道路占用者の管理事務等</p> <p>(占用物件の管理義務)</p>	<p>第9章 道路占用者の管理事務等</p> <p>(占用物件の管理義務)</p>

改正後	改正前
<p>第28条 道路占有者は、道路に設置した占有物件の維持に努め、破損、汚損等によつて美観、交通その他道路管理上支障を来さないようにしなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第29条 道路占有者は、自己の責めに帰すべき理由により、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(1) 占有に起因して道路を損傷したとき、又は当該損傷により事故が発生したとき。</p> <p>(2) 掘削工事の期間中若しくは当該掘削工事の完了後3月以内に道路が損傷したとき又は当該損傷により事故が発生したとき。</p> <p>第10章 雑則</p> <p>(様式)</p> <p>第30条 この規則の規定により必要とする申請書、届その他の書類の様式は、別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、昭和38年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、藤沢市道路占有規則(昭和31年12月藤沢市規則第19号)の規定により道路占有に関する許可または承認を得ている者は、別段の処置がなされ、または処置を命ぜられない限り、それぞれこの規則の相当規定によつて許可または承認を受けた者とみなす。</p> <p>3 昭和60年4月1日に現存する道路占有物件のうち日本電信電話株式会社がその事業の用に供するもの(同日において設置工事中のもの及び法第35条の規定による協議は整つているが設置工事が未着手のものを含む。)に係る昭和60年度分から昭和64年度分までの占用料に限り、次の表の定め</p>	<p>第28条 道路占有者は、道路に設置した占有物件の維持に努め、破損、汚損等によつて美観、交通その他道路管理上支障を来さないようにしなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第29条 道路占有者は、自己の責めに帰すべき理由により、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(1) 占有に起因して道路を損傷したとき、又は当該損傷により事故が発生したとき。</p> <p>(2) 掘削工事の期間中若しくは当該掘削工事の完了後3月以内に道路が損傷したとき又は当該損傷により事故が発生したとき。</p> <p>第10章 雑則</p> <p>(様式)</p> <p>第30条 この規則の規定により必要とする申請書、届その他の書類の様式は、別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、昭和38年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、藤沢市道路占有規則(昭和31年12月藤沢市規則第19号)の規定により道路占有に関する許可または承認を得ている者は、別段の処置がなされ、または処置を命ぜられない限り、それぞれこの規則の相当規定によつて許可または承認を受けた者とみなす。</p> <p>3 昭和60年4月1日に現存する道路占有物件のうち日本電信電話株式会社がその事業の用に供するもの(同日において設置工事中のもの及び法第35条の規定による協議は整つているが設置工事が未着手のものを含む。)に係る昭和60年度分から昭和64年度分までの占用料に限り、次の表の定め</p>

改正後	改正前																								
<p>るところにより減額するものとする。</p>	<p>るところにより減額するものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和60年度</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>昭和61年度</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>昭和62年度</td> <td>30パーセント</td> </tr> <tr> <td>昭和63年度</td> <td>20パーセント</td> </tr> <tr> <td>昭和64年度</td> <td>10パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	年度	減額率	昭和60年度	50パーセント	昭和61年度	40パーセント	昭和62年度	30パーセント	昭和63年度	20パーセント	昭和64年度	10パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和60年度</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>昭和61年度</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>昭和62年度</td> <td>30パーセント</td> </tr> <tr> <td>昭和63年度</td> <td>20パーセント</td> </tr> <tr> <td>昭和64年度</td> <td>10パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	年度	減額率	昭和60年度	50パーセント	昭和61年度	40パーセント	昭和62年度	30パーセント	昭和63年度	20パーセント	昭和64年度	10パーセント
年度	減額率																								
昭和60年度	50パーセント																								
昭和61年度	40パーセント																								
昭和62年度	30パーセント																								
昭和63年度	20パーセント																								
昭和64年度	10パーセント																								
年度	減額率																								
昭和60年度	50パーセント																								
昭和61年度	40パーセント																								
昭和62年度	30パーセント																								
昭和63年度	20パーセント																								
昭和64年度	10パーセント																								
<p>付 則（昭和38年規則第3号）</p>	<p>付 則（昭和38年規則第3号）</p>																								
<p>1 この規則は、昭和38年6月1日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、従前の規則の規定により掲出されている道路占用許可標識は、当分の間有効とする。</p>	<p>1 この規則は、昭和38年6月1日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、従前の規則の規定により掲出されている道路占用許可標識は、当分の間有効とする。</p>																								
<p>付 則（昭和38年規則第8号抄）</p>	<p>付 則（昭和38年規則第8号抄）</p>																								
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>																								
<p>付 則（昭和39年規則第3号）</p>	<p>付 則（昭和39年規則第3号）</p>																								
<p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p>																								
<p>付 則（昭和40年規則第51号）</p>	<p>付 則（昭和40年規則第51号）</p>																								
<p>1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、施行前に許可された道路占用兼掘さく等許可申請についての路面復旧費および路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、施行前に許可された道路占用兼掘さく等許可申請についての路面復旧費および路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>																								
<p>付 則（昭和43年規則第3号）</p>	<p>付 則（昭和43年規則第3号）</p>																								

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過処置)</p> <p>2 この規則施行の際、施行前に許可された道路占用兼掘さく等許可申請についての路面復旧費および路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過処置)</p> <p>2 この規則施行の際、施行前に許可された道路占用兼掘さく等許可申請についての路面復旧費および路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則 (昭和48年規則第29号)</p>	<p>付 則 (昭和48年規則第29号)</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。</p> <p>(経過処置)</p> <p>2 この規則施行の際、施行前に道路を掘さくする許可を受けた場合の路面復旧工事については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則施行の際、施行前に許可された道路占用兼掘さく等許可申請についての路面復旧費および路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。</p> <p>(経過処置)</p> <p>2 この規則施行の際、施行前に道路を掘さくする許可を受けた場合の路面復旧工事については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則施行の際、施行前に許可された道路占用兼掘さく等許可申請についての路面復旧費および路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則 (昭和51年規則第17号)</p>	<p>付 則 (昭和51年規則第17号)</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和51年7月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則施行の際、施行前に受理された道路占用兼掘さく等許可申請についての路面復旧費及び路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和51年7月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則施行の際、施行前に受理された道路占用兼掘さく等許可申請についての路面復旧費及び路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則 (昭和55年規則第14号抄)</p>	<p>付 則 (昭和55年規則第14号抄)</p>

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和55年7月11日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 この規則の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するもの限り使用することができる。</p> <p>付 則 (昭和56年規則第45号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和58年規則第33号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の藤沢市道路占用規則の規定により、道路占用兼掘さく等許可の申請をしたものに係る路面復旧費及び路面復旧監督費の算定並びに占用料の減免措置については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (昭和59年規則第19号)</p> <p>この規則は、昭和59年7月23日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和60年規則第8号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市道路占用規則は、昭和60年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (昭和62年規則第44号)</p> <p>この規則は、昭和62年4月1日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和55年7月11日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 この規則の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するもの限り使用することができる。</p> <p>付 則 (昭和56年規則第45号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和58年規則第33号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の藤沢市道路占用規則の規定により、道路占用兼掘さく等許可の申請をしたものに係る路面復旧費及び路面復旧監督費の算定並びに占用料の減免措置については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (昭和59年規則第19号)</p> <p>この規則は、昭和59年7月23日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和60年規則第8号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市道路占用規則は、昭和60年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (昭和62年規則第44号)</p> <p>この規則は、昭和62年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成元年規則第39号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の藤沢市道路占用規則の規定は、昭和63年4月1日以後の道路の地下に埋設された電線類及びこれらと一体不可分な物件の占用に係る占用料について適用する。</p>	<p>附 則（平成元年規則第39号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の藤沢市道路占用規則の規定は、昭和63年4月1日以後の道路の地下に埋設された電線類及びこれらと一体不可分な物件の占用に係る占用料について適用する。</p>
<p>附 則（平成元年規則第53号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の前になされた同日以後の道路占用掘削等に係る許可申請に係る路面復旧費及び路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成元年規則第53号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の前になされた同日以後の道路占用掘削等に係る許可申請に係る路面復旧費及び路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成2年規則第50号）</p> <p>この規則は、平成2年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成2年規則第50号）</p> <p>この規則は、平成2年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成6年規則第42号）</p> <p>この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成6年規則第42号）</p> <p>この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成7年規則第39号）</p> <p>1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の前になされた同日以後の道路占用掘削等の許可申請に係る路面復旧費及び路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成7年規則第39号）</p> <p>1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の前になされた同日以後の道路占用掘削等の許可申請に係る路面復旧費及び路面復旧監督費の算定については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成7年規則第64号）</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成7年規則第64号）</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成9年規則第35号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成9年規則第35号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成16年規則第16号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成16年規則第16号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成19年規則第21号）</p> <p>この規則は、平成19年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成19年規則第21号）</p> <p>この規則は、平成19年10月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成24年規則第53号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条第3項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成24年規則第53号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条第3項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成27年規則第28号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成27年規則第28号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成28年規則第25号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成28年規則第25号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（令和3年規則第115号）</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（令和3年規則第115号）</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和4年規則第71号）</p> <p>この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別紙道路占用許可基準第18条及び第36条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（令和4年規則第71号）</p> <p>この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別紙道路占用許可基準第18条及び第36条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（令和6年規則第49号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別紙第2の</p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後

改正前

改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第1の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に藤沢市道路占用規則第5条の規定による提出がなされた場合における復旧工事費の算定について適用し、同日前に提出がなされた場合の復旧工事費の算定については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の別表第2の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われた減免の申請に係る占用料の減免について適用し、同日前に行われた減免の申請に係る占用料の減免については、なお従前の例による。

別表第1（第23条関係）

別表第1（第23条関係）

路面復旧単価表

呼称	種別	工種	単位	工事費単価
1号工	セメントコンクリート舗装	10cm以上	1 m ²	22,200円
2号工-1	アスファルトコンクリート舗装	10cm		27,150円
2号工-2	〃	〃		24,600円
2号工-3	〃	〃		16,950円
2号工-4	〃	〃		15,000円
3号工-1	〃	5cm		11,550円
3号工-2	〃	〃		10,500円
(削除)				
5号工-1	〃 (歩道)	3cm		6,450円
5号工-2	〃 (歩道)	5cm		8,100円
5号工-3	〃 (歩道)	〃		9,600円
5号工-4	〃 (歩道)	10cm		16,500円
6号工	砂利道			2,200円
7号工 (歩)	平板ブロック			18,150円

路面復旧単価表

呼称	種別	工種	単位	工事費単価
1号工	セメントコンクリート舗装	10cm以上	1 m ²	14,800円
2号工-1	アスファルトコンクリート舗装	10cm		18,100円
2号工-2	〃	〃		16,400円
2号工-3	〃	〃		11,300円
2号工-4	〃	〃		10,000円
3号工-1	〃	5cm		7,700円
3号工-2	〃	〃		7,000円
4号工	〃	4cm		5,900円
5号工-1	〃 (歩道)	3cm		4,300円
5号工-2	〃 (歩道)	5cm		5,400円
5号工-3	〃 (歩道)	〃		6,400円
5号工-4	〃 (歩道)	10cm		11,000円
6号工	砂利道			1,800円
7号工 (歩)	平板ブロック			12,100円

改正後					改正前				
道)	タイルコンクリート			49,350円	道)	タイルコンクリート			32,900円
	インターロッキングブロック			19,800円		インターロッキングブロック			13,200円
7号工(車道)	(削除)				7号工(車道)	平板ブロック			その都度定める。
	(削除)					タイルコンクリート			
	インターロッキングブロック			33,000円		インターロッキングブロック			
8号工	雨水ます	各種	1個	99,000円	8号工	雨水ます	各種	1個	66,600円
9号工	L型側溝	歩車道境界用	1m	26,850円	9号工	L型側溝	歩車道境界用	1m	17,900円
10号工	〃	L型ブロック300用		21,450円	10号工	〃	L型ブロック300用		14,300円
11号工	LU型側溝	240用		55,000円	11号工	LU型側溝	240用		41,900円
	(削除)				12号工	〃	360用		44,800円
13号工	U型側溝	240用		40,650円	13号工	U型側溝	240用		27,100円
14号工	〃	300用		44,250円	14号工	〃	300用		29,500円
15号工	舗装止コンクリート	120用		12,150円	15号工	舗装止コンクリート	120用		8,100円
16号工	〃	150用		13,050円	16号工	〃	150用		8,700円
17号工	遮熱性舗装	各種	1㎡	172,700円	(追加)				
18号工	滑り止め舗装	各種		16,500円	(追加)				
19号工	視覚障がい者用誘導標示 (タイル・インターロッキングブロックを除く)	各種		114,400円	(追加)				

備考

- 1 特殊な舗装及び道路工作物の復旧工事費は、その都度定める。
- 2 裁定面積が1平方メートルに満たない場合は、1平方メートルとする。また、1平方メートル未満の端数については、小数点以下第2位の数値を

備考

- 1 特殊な舗装及び道路工作物の復旧工事費は、その都度定める。
- 2 裁定面積が1平方メートルに満たない場合は、1平方メートルとする。また、1平方メートル未満の端数については、小数点以下第2位の数値を

改正後	改正前
-----	-----

切り上げるものとする。

切り上げるものとする。

3 道路管理者が復旧を行う場合において、幹線道路、交通頻繁な道路又は交差点現場の実状に応じ、交通の早期開放を図るため、昼夜兼行施工又は深夜施工を行う場合の復旧費は、それぞれの路面復旧単価に、次の加算率を乗じて得た額を加算する。

3 道路管理者が復旧を行う場合において、幹線道路、交通頻繁な道路又は交差点現場の実状に応じ、交通の早期開放を図るため、昼夜兼行施工又は深夜施工を行う場合の復旧費は、それぞれの路面復旧単価に、次の加算率を乗じて得た額を加算する。

加算率	深夜施工	昼夜兼行施工
	30%	15%

加算率	深夜施工	昼夜兼行施工
	30%	15%

別表第2（第26条関係）

別表第2（第26条関係）

占用物件	減額率等
1 条例第6条第1号に該当するもの、同条第2号に該当するもの（各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管及び電線に限る。）、同条第3号から第6号までのいずれかに該当するもの、同条第8号に該当するもの（懸垂式鉄道の路上施設を除く。）及び同条第9号に該当するもの（一般家庭にあつては幅が2メートルまでの通路、事務所及び事業所にあつては幅が6メートルまでの通路で、一の占用の申請に係るものに限る。）	免除
2 条例第6条第7号に該当するもの	75パーセント
3 (1) 塩又は郵便切手の販売所を示す規格化された看板 条 (2) 認定電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）が設ける各戸に引き込むために地下に埋設する電線	免除

占用物件	減額率等
条例第6条第1号に該当するもの、同条第2号に該当するもの（各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管及び電線に限る。）、同条第3号から第6号までのいずれかに該当するもの、同条第8号に該当するもの（懸垂式鉄道の路上施設を除く。）及び同条第9号に該当するもの（一般家庭にあつては幅が2メートルまでの通路、事務所及び事業所にあつては幅が6メートルまでの通路で、一の占用の申請に係るものに限る。）	免除
条例第6条第7号に該当するもの	75パーセント
条 塩又は郵便切手の販売所を示す規格化された 例 看板 第 認定電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する 条 認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）が 第 設ける各戸に引き込むために地下に埋設する	免除

改正後		改正前	
条及び管		10	電線
第(3)道路管理者が設ける街灯又は標識を無償で		号	道路管理者が設ける街灯又は標識を無償で添
10 添加している電柱又は電話柱		に	加している電柱又は電話柱
号(4)電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第		該	電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第
170号）第2条第1項第17号に規定する電気事		当	170号）第2条第1項第17号に規定する電気
業者をいう。）又は認定電気通信事業者が設け		す	事業者をいう。）又は認定電気通信事業者が
る架空の横断電線及び引込電線（ただし、横断		の	設ける架空の横断電線及び引込電線（ただ
する電線のうち、認定電気通信事業者が設けるもの			もし、横断電線のうち、認定電気通信事業者が
にあつては、電気通信事業法第120条第1項に			設けるものにあつては、電気通信事業法第
も規定する認定電気通信事業の用に供するものに			120条第1項に規定する認定電気通信事業の
の限る。）			用に供するものに限る。）
(5)公園、無料で公衆の利用に供する広場及び			公園__無料で公衆の利用に供する広場及び運
運動場			動場
(6)農業用排水施設			農業用排水施設
(7)カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇（フ			カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇（フラ
ラワーポットを含む。）、掲示板等で、営利目			ワーポットを含む。）、掲示板等で、営利目
的に使用されず、かつ、公衆の利便、道路の美			的に使用されず、かつ、公衆の利便、道路の
化又は交通安全に寄与するもの			美化又は交通安全に寄与するもの
(8)バス停留所、タクシー乗場			バス停留所 タクシー乗場
(9)交番、公衆便所、消防器具格納施設、公報			交番__公衆便所__消防器具格納施設__公報掲
掲示板、住居表示板、広報掲示板、道路標識			示板__住居表示板__広報掲示板__道路標識
（規制標識に限る。）、屋外消火栓標識、公共			（規制標識に限る。）__屋外消火栓標識__公
施設の案内板、交通機関の案内板			共施設の案内板__交通機関の案内板
(10)非常用救助固定環			非常用救助固定環
(11)農業協同組合法（昭和22年法律第132号）			農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第
第4条に規定する農業協同組合が管理する有線			4条第1項に規定する農業協同組合が管理す
電話柱及び電線			る有線電話柱及び電線
(12)電波伝搬障害の防止のため被害者が設置す			電波伝搬障害の防止のため被害者が設置する

改正後		改正前	
<p>る柱及び電線</p> <p>(13) 非常用通信ケーブル</p> <p>(14) 不用管（道路管理上支障があるものを除く。）</p> <p>(15) 水道及び下水道の各戸引込地下埋設管（居住者の管理に係るものに限る。）</p> <p>(16) この市の補助を受けて設置したもの</p> <p>(17) 自動運行補助施設</p> <p>(18) 占有物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線</p>		<p>柱及び電線</p> <p>非常用通信ケーブル</p> <p>不用管（道路管理上支障があるものを除く。）</p> <p>水道及び下水道の各戸引込地下埋設管（居住者の管理に係るものに限る。）</p> <p>この市の補助を受けて設置したもの</p> <p>自動運行補助施設</p> <p>(追加)</p>	
<p>(19) 歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占有主体が道路維持管理の協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合</p> <p>(20) 道路法施行令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備の設置に併せて、占有主体が道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合</p>	90パーセント	<p>歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占有主体が道路維持管理の協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合</p> <p>(追加)</p>	90パーセント
<p>(21) 公安委員会が設置する交通信号灯を無償で添加する電柱又は電話柱</p> <p>(22) バス停留所の標識、地下鉄出入口案内標識</p> <p>(23) 懸垂式鉄道の路上施設</p> <p>(24) 地下街に設ける機械室、洗面所、案内所、無料休憩所及び保安要員詰所</p> <p>(25) 民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係るもの</p>	50パーセント	<p>公安委員会が設置する交通信号灯を無償で添加する電柱又は電話柱</p> <p>バス停留所の標識</p> <p>懸垂式鉄道の路上施設</p> <p>地下街に設ける機械室、洗面所、案内所、無料休憩所及び保安要員詰所</p> <p>(追加)</p>	50パーセント

改正後		改正前	
(26) 電柱、標識等に添加された広告物	30パーセント	電柱、標識等に添加された広告物	30パーセント
(27) 電柱に巻き付けた広告物	65パーセント	電柱に巻き付けた広告物	65パーセント
(28) 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	70パーセント	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局	別に市長が定める率
(29) 架空の電線類を撤去し、地中に埋設した場合における電線類	20パーセント	架空の電線類を撤去し、地中に埋設した場合における電線類及びこれと一体不可分な物件 (変圧器等の地上機器を含む。)	
(30) 既存の架空線がない道路に当初から地中に埋設する電線類		既存の架空線がない道路に当初から地中に埋設する電線類及びこれと一体不可分な物件 (変圧器等の地上機器を含む。)	
(31) 別表第2の(29)及び(30)と一体不可分なもの(変圧器等の地上機器を含む。)	8/9	(追加)	
(32) 上記以外の占用物件で公共的又は公益的であると認められるもの	その都度市長が定める。	上記以外の占用物件で公共的又は公益的であると認められるもの	

※別紙（第5条関係）道路占用許可基準については、今回改正はありませんので省略いたします。